News Release



2021年1月26日



「市場連動型」の電力料金プランを契約されている消費者の皆様へ ~電力のスポット市場価格の高騰に伴う注意喚起について~

電力のスポット市場価格の高騰により、市場連動型の料金プランを契約している場合には、皆様の電気料金にも影響が及ぶ可能性があります。電力・ガス取引監視等委員会では、各小売電気事業者に対し、消費者の皆様への適切な情報提供を要請しておりますので、電気料金の請求額や契約の切替え手続について御不明の点がある場合には、契約中の小売電気事業者にお問合せいただくなどして、契約内容をよく御確認ください。

1. 御自身の契約内容が分からない場合

御契約の料金プラン(料金の算出方法)については、小売電気事業者から提供された資料等に記載がありますので、よくご確認ください。「市場連動型」と記載されていない場合でも、「調整費」等の項目で、電力の調達費用が料金に含まれるプランもありますので、分かりにくい場合には契約中の事業者にお問合せください。

2. 電気料金について不明点がある場合

請求された料金について疑問等がある場合には、契約内容と使用電力量をよく御確認の上、契約中の小売電気事業者にお問合せください。

なお、電力・ガス取引監視等委員会では、市場連動型の料金プランを提供している 小売電気事業者に対し、適切な情報提供を要請しております。小売電気事業者の中 には、支払に関して個別相談に応じることとしている事業者や、料金の値引き等の措 置を公表している事業者もおりますので、事業者からの連絡や各事業者のウェブサ イトをよく御確認ください。

3. 契約の切替えを予定されている方

電力契約を切り替えるためには、新しく契約をしたい小売電気事業者に電話やインターネットで申込みをすればよく、現在契約中の小売電気事業者に連絡をすることは必須ではありません。

①氏名、②住所、③現在の小売電気事業者が発行している契約者番号、④供給地点特定番号をご準備いただくと円滑に手続が可能です(③、④は、小売電気事業者から送付された契約書面、振込通知、検針票等に記載されております)。

御自身に合った料金プランが分からない場合には、電話でよく相談をされることをお勧めします。

電力・ガス取引監視等委員会では、相談窓口を設置し、御相談に応じております。 切替え予定の小売電気事業者に契約の切替えに応じてもらえない場合など、お困り の方は、次の相談窓口にお問い合わせください。

電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

E-mail: dentorii@meti.go.jp

TEL:03-3501-5725

受付時間 9時30分-18時15分

ただし、土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は除く

(本発表資料のお問い合わせ先)電力・ガス取引監視等委員会事務局取引監視課長 遠藤

担当者:宮嶋、長窪、佐々木、小玉

電 話:03-3501-1552(直通) 03-3501-1568(FAX)